

2006年3月1日発行

21世紀COEプログラム

男女共同参画社会の法と政策

**ジェンダー法・政策研究センター**

Gender Law & Policy Center

アエルビル19階( JR仙台駅前 )

News  
**LETTER**  
No.10

## CONTENTS

はじめに	01
第4回東北大学男女共同参画シンポジウムにおける 大学等の男女共同参画推進のための ネットワークの呼びかけ	02
第3回「ジェンダー法学会学術大会」開催	03
第5回東北大学100周年記念セミナー開催	04
事業推進担当者業績一覧	05
研究会報告	07
ニューヨーク拠点便り	09
海外学会報告	10
研究会日程	11

### お問い合わせ

21世紀COEジェンダー法・政策研究センター  
〒980-6119 仙台市青葉区中央1丁目3-1  
アエルビル19階  
TEL:(022)723-1965  
<http://www.law.tohoku.ac.jp/coe>  
東北大学大学院法学研究科COE支援室  
〒980-8576 仙台市青葉区川内27-1  
TEL:(022)795-3740  
E-mail:21coe@law.tohoku.ac.jp

# はじめに

## 4年目の活動にむけて



21世紀COEプログラム  
「男女共同参画社会の法と政策」  
拠点リーダー  
**辻村みよ子**



(2006年2月1日発行)

2003年にCOEプログラムが開始されて以来、実に多様な活動を展開してきてことができました。2006年2月1日に刊行したパンフレットには、これまでの活動ぶりが凝縮されています(ホームページ <http://www.law.tohoku.ac.jp/coe>からもアクセス可能です)ので、ご覧頂ければ幸いです。この間に国際シンポジウムや講演会などをたくさん(研究会は1月までに51回)開催し、ジェンダー法・政策研究叢書(全12巻、第5巻を3月末刊行予定)を出版したことなど、大きな成果が得られました。また、それ以上に注目すべきなのは、若手研究者の海外派遣(パリ拠点・ニューヨーク拠点への派遣13名、その他の海外機関への派遣25名)や、大学院生の研究会報告(21名)論文執筆(日本語33本、英語7本、翻訳15本)など、教育・育成プログラムの成果です。この期間に在籍した大学院生や留学生は恵まれた機会を有効に活用することができ、COEプログラムの存在意義を実感できたことでしょう。

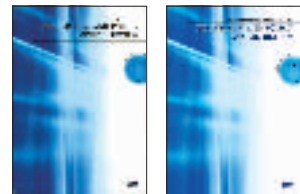
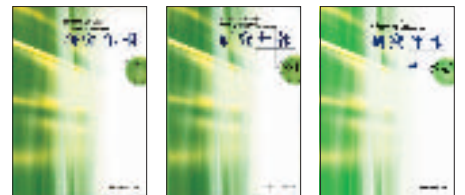
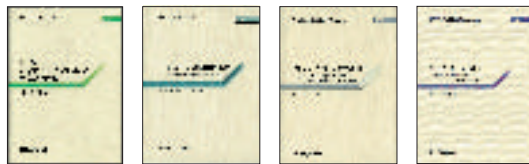
さらに、このニュースレターNo.10で紹介するように、ジェンダー法学会学術大会の後援や、東北大学100周年記念セミナー開催などの活動によって、学会や社会に対して、その研究成果や理論的課題を示すこと

ができたことは幸いでした。今や、多くの大学でも男女共同参画の推進に取り組んでいる最中であり、東北大学男女共同参画委員会を中心に、「大学等における男女共同参画を推進するためのネットワーク」を構築することができたことも、今後への大きなステップといえます。

私たちのCOE拠点は、東北大学をはじめとする全国の大学、自治体、弁護士会、日本学術会議その他の多くの機関と連携して、今後も、「男女共同参画社会の法と政策」研究・教育についての世界的な理論的拠点となるよう、一同、努力を続ける所存です。

また、2006年度には、中間評価で指摘された点を踏まえて、理系分野におけるジェンダー問題を検討するため、東北大学男女共同参画委員会や東北大学女性科学者支援プロジェクトと共催でシンポジウムを開催する予定です。このほか、日本学術会議「学術とジェンダー」委員会との連携、2006年7月に福岡で開催される世界政治学会(IPSIA)主催の国際学会への参加のほか、2007年度7月に予定されている大規模な国際シンポジウムの準備を進めてまいります。今後ともどうぞよろしく御願いたします。

成果の出版      ジェンダー法・政策研究叢書      年報(日本語・外国語)      ニュースレター      パンフレット(日・英・仏語)



## 大学等の男女共同参画推進のためのネットワークの呼びかけ

2005年11月26日、第4回東北大学男女共同参画シンポジウムにおいて、「大学等における男女共同参画を推進し、ネットワークを構築するための呼びかけ」(案)が採択されました。

### 大学等における男女共同参画を推進し、ネットワークを構築するための呼びかけ(案)

2005.11.26

男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の実現を「21世紀我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけ、各界で取り組みが進められている。「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」を実現するために、諸学の先端的研究と次世代育成を本分とする教育・研究機関が果たすべき役割は非常に大きい。とくに、男女共同参画社会形成の意義と諸課題を明らかにするための学際的学問研究を推進する必要がある。また、性差や男女共同参画の現状に問題意識をもつ人材を育成するために、大学等(短期大学、高等専門学校、その他の研究・教育機関を含む)は大きな責務を担っている。同時に、このような男女共同参画社会を大学等の内部で自ら率先して実現し、社会にモデルを提示すべく、研究・教育環境の改善に努めなければならない。

しかし、実際には、学術分野での男女共同参画の実現は容易ではなく、大学等における人的構成の男女不均衡を是正し研究・教育環境を改善するという課題は極めて大きい。また、女性研究者が少ない理由として、出産・育児・介護等で研究の継続が難しいこと、女子学生の受け入れ態勢が整備されていないことなどが指摘されており、両立支援のための環境の整備が強く求められている。

そこで、いくつかの大学では、男女共同参画委員会や男女共同参画室を設け、男女共同参画計画を策定するなどの努力が続けられている。学内保育園の設置、ジェンダー(性差)や男女共同参画に関連する講座の開設等によって、研究・教育上の

環境改善の成果を挙げている大学も少なくない。しかし、各大学が独自に取り組むには、その課題はあまりにも重大であり、大学相互間ならびに構成員間の情報交換や協力が不可欠である。

このため、第4回東北大学男女共同参画シンポジウムを主催した東北大学男女共同参画委員会および名古屋大学男女共同参画室が中心となり、大学等の男女共同参画をいっそう推進し男女共同参画社会の実現に貢献することを目的として「大学等における男女共同参画を推進するためのネットワーク」を構築し、以下のような取り組みを促進することを呼びかけるものである。

大学等は、総合的な知識の拠点として、男女共同参画社会の実現に必要な諸分野の研究・教育を推進する責務を有する。また、男女共同参画社会の形成に貢献するため、社会に開かれた機関として、国・地方公共団体や他の諸機関との連携を図り、ジェンダー学など性差に関連する学際的研究・教育の普及、性差に由来する人権問題の解決等に対して、積極的に寄与することが求められている。

大学等は、すべての活動領域における男女共同参画を実現するため、教職員・大学院生等の人的構成における男女不均衡の是正、方針決定機関への男女共同参画の推進、研究・労働環境の改善、育児・介護における性別役割分業の改善と両立支援体制の確立等、効果的かつ具体的な措置を講じることが急務である。

このような認識にたつて、学術分野および大学等における男女共同参画のための取組みを促進するため、「大学等における男女共同参画を推進するためのネットワーク」を構築して、大学およびその機関、教職員・学生等が、ともに協力して積極的な取組みを行なうことを呼びかける。

「大学等における男女共同参画を推進するためのネットワーク」は、上記について協議し活動するために暫定的な事務局を置く。また、日本学術会議、男女共同参画学協会連絡会等の諸団体と連携して、定期的な会合やシンポジウム・講習会等を開催して、成果を公表するものとする。

「大学等における男女共同参画を推進するためのネットワーク」構築に賛同する、東北大学第4回男女共同参画シンポジウム参加者一同



2005年11月26日開催の第4回東北大学男女共同参画シンポジウムには、基調講演を行なった大沢真理東京大学教授のほか、愛知教育大学重点教育研究「男女共同参画実現のための高等教育のカリキュラム開発及び学習・研究環境の整備プランの検討」プロジェクトチーム、秋田大学男女共同参画推進委員会、東北大学男女共同参画委員会、名古屋大学男女共同参画室、一橋大学男女共同参画教育プロジェクト・企画推進委員会、山口大学イコール・パートナーシップ委員会男女共同参画WG、早稲田大学ジェンダー研究所などに属する教員が多数参加し、この呼びかけに賛同した。

Academic society

2005.12.3(土)4(日)仙台国際センターにて

# 「ジェンダー法学会第3回学術大会」が開催されました

東北大学COEプログラム「男女共同参画社会の法と政策 ジェンダー法・政策研究センター」開催(後援)

東北大学COEプログラム「男女共同参画社会の法と政策」主催のプレ企画 ①

## 性的権利の刑法的保護

森川恭剛 琉球大学法務研究科助教授

2005.12.2[金][D(身体・セクシュアリティ)クラスター主催 齊藤豊治教授/担当]  
東北大学法学部棟2階大会議室 15:30~17:30

本研究では、ハンセン病差別問題の研究にも取り組む森川助教授によって、現在の日本の刑法177条の強姦罪が、原則的に男性を加害者、女性を被害者と限定していることの意味、またそれが反性差別という観点からみて是か非か、さらに強姦罪の保護法益は何か、暴行・脅迫の要件はどうあるべきか、被害者の不同意はどう扱われるべきかなど、強姦罪に関する犯罪論上の基本的かつ重要な論点について、報告がなされた。強姦罪の法定刑の引き上げについては、法定

刑を引き上げても、かえって成立範囲が縮小する、強姦罪規定における規範のゆがみ(差別性)は少なくとも解消されないという見解が披露された。フェミニズムの中においても、上記の諸問題については意見がわかるところであり、報告の中でも論点ごとに意見の対立が紹介され、参加者の中でも意見がわかれた。質疑応答は、各立場からの意見交換はもとより、研究会で配布された森川論文の中の、夫婦間強姦の論点につき、夫婦間での性行為の拒否は、それ以外の関係の場合



とは強弱が異なるか、強姦罪の本質に「生殖」との関係性をみることに問題はないのかなどにも及び、活発な議論がなされた。

東北大学COEプログラム「男女共同参画社会の法と政策」主催のプレ企画 ②

## 国連「北京+10」会合と国連人権機構の改革

山下泰子 文京学院大学教授、ジェンダー法学会理事  
林 陽子 第二東京弁護士会弁護士、ジェンダー法学会理事

2005.12.3[土][E(人間の安全保障)クラスター主催 植木俊哉教授/担当]  
仙台国際センター2階萩の間 10:00~11:20

山下報告では、2005年に開催された国連第49回女性の地位委員会ハイレベル会合「北京+10」及び同年中国で開催された「北京2005:第4回世界女性会議10周年記念会議」への参加によって得られた資料を基に、現在の国際社会における問題状況の分析がなされた。具体的には1995年北京女性会議で採択された「北京宣言・行動綱領」の再確認と、各国での履行状況やそ

の困難について「ジェンダーの主流化」「ポリティカル・ウイル」「女性差別撤廃条約」「NGOの役割」など幅広い観点から報告された。

林報告は、現在進行中である国連の人権委員会(Commission on Human Rights)の改革について、国連の活動一般(安全保障、開発等)とも関連付けつつ、女性の権利確立への影響という観点から、「人権



理事会」構想や、委員数、選出方法、機能等の改革案を分析し、人権委員会の独立性の確保、婦人の地位委員会等他機関への影響等につき議論された。

東北大学COEプログラム  
「男女共同参画社会の法と政策」  
主催のプレ企画 ③

映画「ペアテの贈りもの」上映  
国際センター1階大ホール 12:20~13:50



### ジェンダー法学会第3回学術大会プログラム

[第1日] 12.3(土)	14:00	17:30	シンポジウム 「男女共同参画政策の検証 地方自治体の取組みと課題を中心に」
			1 総括報告 橋本ヒロ子(十文字学園女子大学教授)
			2 パネルディスカッション 遠藤恵子(東北学院大学教授、仙台市男女共同参画推進財団理事長) 橋本ヒロ子(十文字学園女子大学教授) 森屋裕子(NGOフィフティ・ネット代表) 三隅佳子(アジア女性交流・研究フォーラム理事長) コーディネーター 山下泰子(文京学院大学教授、ジェンダー法学会理事)
[第2日] 12.4(日)	09:30	11:30	個別報告 大西祥世(法政大学兼任講師) 「女性に関する人権保障と当事者主体の人権救済」 吉川真美子(お茶の水女子大学大学院博士後期課程修了・学位取得) 「デュー・プロセスのジェンダー化 米国のドメスティック・バイオレンス加害者の逮捕について」
	11:30	12:00	総会(12:00 13:30 昼食・休憩)
	12:30	13:20	法科大学院におけるジェンダー法関連授業担当者懇談会
	13:30	17:00	シンポジウム 「少子化社会のジェンダー法学的分析 家族・労働・自己決定」
			1 グローバル時代の人口動向 少子化とプロダクティブ・ヘルス/ライツをめぐって / 池上清子(UNFPA東京事務所長)
			2 少子化対策のジェンダー法学的分析 妊娠、出産、育児の法的保障はどうあるべきか / 神尾真知子(尚美学園大学教授)
			3 日本型雇用システムの変容と少子化～法制度上の課題～ / 中野麻美(東京弁護士会弁護士)
			4 少子化問題と家族法 / 棚村政行(早稲田大学教授、ジェンダー法学会理事) コーディネーター 浅倉むつ子(早稲田大学教授、ジェンダー法学会理事) 小島妙子(仙台弁護士会弁護士、ジェンダー法学会理事)

Seminar

2006.2.10(金)第5回東北大学100周年記念セミナー

「生き方、老い方、死に方を科学する」が開催されました

日時 / 2006年2月10日(金)13:00 ~ 17:00

会場 / 日経ホール(東京都千代田区大手町)

主催 / 東北大学・日本経済新聞社

共催 / 東北大学21世紀COEプログラム

「社会階層と不平等」研究教育拠点(佐藤嘉倫代表)

「男女共同参画社会の法と政策」研究教育拠点(辻村みよ子代表)



吉本高志東北大学総長による挨拶



水野紀子法学研究科教授(本COE拠点サブリダー)の報告



▲◀ 第二部の様子



パネル展示による活動報告



辻村みよ子法学研究科教授(本COE拠点リーダー)の報告



八代尚宏国際基督教大学教授による基調報告



上野千鶴子東京大学教授による基調報告

プログラム 総司会 / 原純輔(東北大学文学研究科教授)

13:00 ~ 主催者挨拶: 吉本高志(東北大学総長)

13:10 ~ 第一部「誕生から死までの法学、政治学、社会学」

- 1 人工生殖を考える 生まれてくる小さな生命の視点から  
水野紀子(東北大学法学研究科教授)
- 2 安心して冒険できる社会へ 新しい日本型雇用制度の可能性  
佐藤嘉倫(東北大学文学研究科教授)
- 3 ポジティブ・アクションの功罪 女性が参画すると社会は住みにくくなるのか  
辻村みよ子(東北大学法学研究科教授)
- 4 葬送・墓・遺影 生者と死者の新たな関係  
鈴木岩弓(東北大学文学研究科教授)

15:10 ~ 第二部「日本の家族、企業、社会の未来とジェンダー」

- 基調報告: 少子高齢化と家族のゆくえ  
上野千鶴子(東京大学人文社会系研究科教授)
- 基調報告: 雇用部門における男女雇用機会の均等化  
八代尚宏(国際基督教大学教養学部教授)
- ディスカッション / 長谷川公一(東北大学文学研究科教授)  
辻村みよ子(東北大学法学研究科教授)
- コーディネーター / 足立則夫(日本経済新聞社編集局ウィークエンド編集本部生活情報部編集委員)

(当日の講演内容は、近くホームページからご覧頂けるようになりますのでお待ち下さい。)

## Achievement list

## 東北大学COEプログラムに関する研究業績一覧(その2) 2003~2005年度

## - 事業推進担当者業績一覧 -

## 辻村みよ子教授:拠点リーダー

## 著書・編書

- ・辻村みよ子『ジェンダーと法』(不磨書房、2005年)
- ・辻村みよ子『自治体と男女共同参画』(イマジン出版、2005年)
- ・辻村みよ子・稲葉馨編『日本の男女共同参画政策』(東北大学21世紀COE『ジェンダー法・政策研究叢書』第2巻)東北大学出版会、2005年)
- ・辻村みよ子・山元一編『ジェンダー法学・政治学の可能性 東北大学COE国際シンポジウム・日本学術会議シンポジウム』(東北大学21世紀COE『ジェンダー法・政策研究叢書』第3巻)東北大学出版会、2005年)
- ・辻村みよ子編著『世界のポジティブ・アクションと男女共同参画』(東北大学21世紀COE『ジェンダー法・政策研究叢書』第1巻)東北大学出版会、2004年)
- ・辻村みよ子編著『国・自治体等の政策・方針決定過程への男女平等参画世界のポジティブ・アクションと日本の実践的課題』平成13・14年度公募研究報告書(福島男女共生センター、2003年)

## 論文等

- ・辻村みよ子「学術分野の男女共同参画のために」学術の動向2006年3月号掲載予定
  - ・辻村みよ子「ジェンダーと人権」法学(東北大学)69巻5号185-221(687-723)頁(2006年)
  - ・辻村みよ子「政治分野におけるポジティブ・アクションの具体的措置と留意点」内閣府男女共同参画局ポジティブ・アクション研究会報告書(別冊・第2部)77-103頁(2005年)
  - ・辻村みよ子「ジェンダー法学教育の意義と課題」生田久美子編『ジェンダーと教育 理念・歴史の検討から政策の実現に向けて』(東北大学21世紀COE『ジェンダー法・政策研究叢書』第4巻)東北大学出版会、2005年)195-211頁
  - ・辻村みよ子「憲法学とジェンダー」辻村みよ子・山元一編『ジェンダー法学・政治学の可能性 東北大学COE国際シンポジウム・日本学術会議シンポジウム』(東北大学21世紀COE『ジェンダー法・政策研究叢書』第3巻)東北大学出版会、2005年)215-234頁
  - ・辻村みよ子「地方公共団体の男女共同参画政策」辻村みよ子・稲葉馨編『日本の男女共同参画政策』(東北大学21世紀COE『ジェンダー法・政策研究叢書』第2巻)東北大学出版会、2005年)127-136頁
  - ・辻村みよ子「学術分野における男女共同参画政策の課題」辻村みよ子・稲葉馨編『日本の男女共同参画政策』(東北大学21世紀COE『ジェンダー法・政策研究叢書』第2巻)東北大学出版会、2005年)97-116頁
  - ・辻村みよ子「世界のポジティブ・アクション」国際女性18号93-96頁(2004年)
  - ・辻村みよ子「ジェンダーと国家権力 人権論・シティズンシップ論の再編とジェンダー法学の可能性」日本法哲学会編『法哲学年報2003ジェンダーセクシュアリティと法』(有斐閣、2004年)81-96頁
  - ・辻村みよ子「政策・方針決定過程の男女共同参画」共同参画21 2004年9月号14-15頁
  - ・辻村みよ子「学術分野のポジティブ・アクション」日本の科学者2004年9月号456-459頁
  - ・辻村みよ子「ジェンダーと憲法学」藤田由靖・高橋和之編『憲法論集』(樋口陽一先生古稀記念)創文社、2004年)527-558頁
  - ・辻村みよ子「ジェンダー法学教育の構想」ジェンダーと法(ジェンダー法学会誌)1号60-72頁(2004年)
  - ・辻村みよ子訳・解説「ヨーロッパの科学研究におけるジェンダー平等の促進」学術の動向2004年4月号46-56頁
  - ・辻村みよ子「学術分野の男女共同参画 東北大学の2つの取組み」ジュリスト1266号96-101頁(2004年)
  - ・辻村みよ子「男女共同参画推進のための東北大学の取組」大学と学生473号21-27頁(2004年)
  - ・辻村みよ子「ポジティブ・アクションの手法と課題」法学(東北大学)67巻5号176-207(822-853)頁(2004年)
- (2003年分はニューズレター第5号に掲載済)

## 水野紀子教授:拠点サブリーダー

## 論文等

- ・水野紀子「フランス民法典の200年・家族」比較法研究66号171-179頁(2005年)
- ・水野紀子「人事訴訟法制定と家庭裁判所における離婚紛争の展望」ジュリスト1301号11-16頁(2005年)
- ・水野紀子「フランスにおける離婚事件処理手続」家族 < 社会と法 > 21号90-100頁(2005年)

- ・水野紀子「死者の凍結精子を用いた生殖補助医療により誕生した子からの死後認知請求を認めた事例(高松高裁平成16年7月16日判決評釈)」判例タイムズ1169号98-105頁(2005年)
- ・水野紀子「婚姻外の男女関係の一方的解消による不法行為の成否(最高裁平成16年11月18日判決評釈)」ジュリスト臨時増刊・平成16年度重要判例解説78-79頁(2005年)
- ・水野紀子「嫡出否認・父子関係不存在確認・認知無効の関連」法学セミナー591号16-19頁(2004年)
- ・水野紀子「人工生殖における民法と子どもの権利」湯沢雅彦・宇津木伸編『人の法と医の倫理』(信山社、2004年)201-231頁
- ・水野紀子「家族法をめぐる日本の課題と先進各国の現状 - 戦後「家族法」の再構築に向けて - 」世界の労働54巻3号12-19頁(2004年)
- ・水野紀子「松川正毅著『民法 親族・相続』」書齋の窓538号55-59頁(2004年)
- ・水野紀子「日本における家族の観念」日仏法学会編『日本とフランスの家族観』(有斐閣、2003年)32-62頁

## 川人貞史教授:拠点サブリーダー

## 著書・編書

- ・川人貞史『日本の国会制度と政党政治』(東京大学出版会、2005年)
- ・川人貞史『選挙制度と政党システム』(木鐸社、2004年)

## 論文等

- ・川人貞史・増山幹高「権力融合と権力分立の立法過程的帰結」『年報政治学2005- 市民社会における参加と代表』(木鐸社、2005年)181-200頁
- ・「選挙制度の変革と政治への影響」RESEARCH BUREAU論号No.1 2005年24-33頁
- ・「国会中心主義と議院内閣制」レヴアイアサン35号 2004年131-145頁
- ・「連立政権下における国会運営の変化」『現代日本政党史録第5巻 55年体制以降の政党政治』(第一法規、2004年)

## 稲葉馨教授

## 著書・編書

- ・辻村みよ子・稲葉馨編『日本の男女共同参画政策』(東北大学21世紀COE『ジェンダー法・政策研究叢書』第2巻)東北大学出版会、2005年)

## 論文等

- ・稲葉馨「男女共同参画政策とポジティブ・アクション」辻村みよ子・稲葉馨編『日本の男女共同参画政策』(東北大学21世紀COE『ジェンダー法・政策研究叢書』第2巻)東北大学出版会、2005年)33頁-50頁
- ・稲葉馨「公務部門における男女共同参画」地方公務員月報2005年3月号2-11頁

## 山元一教授

## 著書・編書

- ・辻村みよ子・山元一編『ジェンダー法学・政治学の可能性 東北大学COE国際シンポジウム・日本学術会議シンポジウム』(東北大学21世紀COE『ジェンダー法・政策研究叢書』第3巻)東北大学出版会、2005年)

## 論文等

- ・山元一「『積極的差別』・平等・普遍主義 フランスにおけるポジティブ・アクション政策の基礎づけ論をめぐって」法律時報78巻1号10-15頁(2006年)
- ・山元一「第5共和制における女性の政策・方針決定過程への参画 その展開と課題」辻村みよ子編著『世界のポジティブ・アクションと男女共同参画』(東北大学21世紀COE『ジェンダー法・政策研究叢書』第1巻)東北大学出版会、2004年)87-116頁
- ・山元一「最近のフランスにおける人権論の変容 公の自由から基本権へ」中村睦高・高橋和之・辻村みよ子編『欧州統合とフランス憲法の変容』(有斐閣、2003年)202-223頁
- ・Yamamoto H., 《Les trois temps pour la liberté du pouvoir constituant》, in La Constitution et le temps, Alexandre Viala( sous la coordination de ), pp.13-25, L'Harmès, 2003.

## 田中重人講師

## 論文等

- ・田中重人「ルウェーとフィンランドの男女平等関連施策」せんたい男女共同参画財団編『北欧視察調査報告書:仕事と家庭生活の両立支援について』(せんたい男女共同参画財団、2005年)45-55頁
- ・Tanaka S., "Principal Earner and Accommodator in Household: an Illustration of Gender Stratification Process in Contemporary Japan" in: Gender Law and Policy Annual Review 1, pp.25-48.(2004)
- ・田中重人「世帯のなかの所得核と調整役:現代日本における性別階層の過程」東北大学21世紀COEプログラム研究年報1巻31-43頁(2004年)
- ・Tanaka S., A Cross-National Comparison of the Gender Gap in Time-Use: Reanalyzing Data from Japan and Six Western Countries, he Annual Reports of Graduate School of Arts and Letters, Tohoku University, 53, pp152-137.(2004)
- ・田中重人「男女共同参画社会の実現可能性:生活時間データに基づく政策評価」季刊家計経済研究60号48-56頁(2003年)
- ・Abe M, Hamamoto C, and Tanaka S., Reconciling Work and Family: Issues and Policies in Japan, International Labour Office, Geneva, 2003

## 高さやか助教授

## 論文等

- ・高さやか「2003年フランス年金改革と『個人の選択の自由』」法学(東北大学)68巻3号1-27(355-381)頁(2004年)

## 河上正二教授

## 論文等

- ・河上正二「人(自然人)成年後見(1)(3)」法学セミナー597号90-97頁、598号78-87頁、599号95-102頁(2004年)
- ・河上正二「現代社会における民法(上)高齢化への対応」法学セミナー590号80-89頁(2004年)
- ・河上正二「民法における権利の実現と『公序良俗』- 酌婦前借金事件」法学セミナー584号70-80頁(2003年)
- ・河上正二「『人の法』としての民法-阪神電鉄事件」法学セミナー583号81-89頁(2003年)

## 西谷祐子助教授

## 論文等

- ・西谷祐子「ハーグ国際私法会議のこれから」東北法学会会報23号1-2頁(2005年)
- ・西谷祐子「不法行為(特集・新国際私法の制定に向けて)」ジュリスト1292号35-41頁(2005年)
- ・西谷祐子「新国際私法における不法行為の準拠法決定ルールについて」NBL813号35-46頁(2005年)
- ・Nishitani Y., "Die Reform des Horei (2) - Der Vorentwurf vom 22. März 2005", in: ZJapanR/J. Jap. L., Vol. 9, pp. 251-263.(2005年)
- ・Nishitani Y., "Mancini and the Principle of Nationality in Japanese Private International Law", in: FS Erik Jayme zum 70. Geburtstag (2004), ed. by Heinz-Peter Mansel, Thomas Pfeiffer, Herbert Kronke, Christian Kohler, Rainer Hausmann, pp. 627-641.
- ・Nishitani Y., "Enforcement of Return and Access Orders in Cross-Border Cases in Japan", Judges' Newsletter 2004 [published by the Permanent Bureau of the Hague Conference on Private International Law], pp. 34-39.

- ・Nishitani Y., "Divorce of Brazilian Nationals in Japan", in: ZJapanR/J. Jap. L., Vol. 18 (2004), pp. 215-229.
- ・ハンス・ファン・ローン/西谷祐子(訳)「国際的な子の奪取の民事面に関する1980年10月25日ハーグ条約の実施及び執行についての比較法的考察 日本も動くべき時が来た!」東北大学21世紀COEプログラム研究年報2-1号123-137頁(2004年)

## 齊藤豊治教授

## 著書・編書

- ・齊藤豊治・青井秀夫編『身体・セクシュアリティと法』(東北大学21世紀COE『ジェンダー法・政策研究叢書』第5巻)東北大学出版会、2006年出版予定)

## 論文等

- ・齊藤豊治「性暴力犯罪の保護法益」齊藤豊治・青井秀夫編『身体・セクシュアリティと法』(東北大学21世紀COE『ジェンダー法・政策研究叢書』第5巻)(東北大学出版会、2006年出版予定)
- ・齊藤豊治「ジェンダーと刑罰論」法律時報78巻3号2-9頁掲載予定(2006年)

## 蟻川恒正教授

## 論文等

- ・蟻川恒正「立憲主義のゲーム」ジュリスト1289号74-79頁(2005年)
- ・蟻川恒正「思想犯罪の法構造(1)」法学(東北大学)67巻5号1-38(647-684)頁(2004年)
- ・蟻川恒正「<通過>の思想家」藤田宙靖・高橋和之編著『憲法論集』(樋口陽一先生古稀記念)創文社、2004年)687-746頁
- ・蟻川恒正「近代法の脱構築」法社会学58号29-44頁(2003年)

## 植木俊哉教授

## 論文等

- ・秋葉剛男・植木俊哉「国際刑事裁判所の現状とその将来」ジュリスト1285号108-114頁(2005年)
- ・植木俊哉「個人による国際人道法違反の行為の処罰と国際法上の特権免除 最近の国際判決の動向とその分析」村瀬信也・真山全編『武力紛争の国際法』(東信堂、2004年)765-783頁
- ・植木俊哉「国連による紛争処理システムの構造と課題 20世紀の普遍的国際組織による紛争処理機能再考」『世界法年報』23号(2004年)46頁-74頁

## 生田久美子教授

## 著書・編書

- ・生田久美子編『ジェンダーと教育 理念・歴史の検討から政策の実現に向けて』(東北大学21世紀COE『ジェンダー法・政策研究叢書』第4巻)東北大学出版会、2005年)

## 論文等

- ・生田久美子・下村一彦・村田美穂・尾崎博美・宮寺晃夫「スクールとしてのホーム/ホームとしてのスクール 教育において『ホーム』概念が示唆すること」近代教育フォーラム第14号163-174頁(2005年)
- ・生田久美子「教育哲学を考える」教育哲学研究第89号138-139頁(2004年)
- ・生田久美子「『問題』としてのジェンダー教育 何が『問題』か?何を『問題』にすべきか?」東北大学21世紀COEプログラム研究年報第1号111-115頁(2003年)

## 研究会報告

親の教育をめぐる一考察  
公教育と家庭教育の交錯を場面として

東北大学ジェンダー法・政策センター COE研究員 佐々木くみ氏

2005.11.17[木] 学内研究会  
【C(家族)クラスター主催 担当: 水野紀子教授】  
法学部棟2階 大会議室 10:30~12:30

11月17日(木)に行われた研究会は、本COE研究員である佐々木くみ氏による「親の教育をめぐる一考察 公教育と家庭教育の交錯を場面として」というテーマのものであった。報告では、1989年のフランスにおけるイスラムのスカーフ事件を端緒に、「親の教育」を考察する際にフェミニズムが直面する二つの問題が提示された。第一の問題は、教育における子の保護という問題であり、第二の問題は、ジェンダーという価値の教育の正当性という問題であった。これら二つの問

題は、親の自由とpublic schoolの対抗 という憲法学における根源的問題に関連すると同時に、従来のフェミニズム理論の中で曖昧にされてきた教育における親子 国家の関係性をフェミニズムはどのように規定するのか、という問題を考察するための布石となる報告であった。後の討論では、憲法学、民法学、教育学等の研究者から実践面にかかわる問題や基礎理論的な問題まで多岐にわたる質問が出され、活発な議論が行われた。



## 同居義務について

大阪大学法学研究科 松川正毅教授

2005.11.25[金] 学内研究会  
【C(家族)クラスター主催・民法研究会共催 担当: 水野紀子教授】  
文系総合研究棟11階 大会議室 14:00~16:00

11月25日(金)に行われた公開研究会は、松川正毅大阪大学高等司法研究科教授による「同居義務について」というテーマのものであった。フランス法の歴史における同居義務について、ナポレオン法典から現在に至るまで内在的に深く振り返った後、現在及び将来の日本法について考察する報告である。当初は、居所指定権をもつ夫に対して妻に課せられた一方的義務としての同居義務が夫婦相互の義務にかかわるが、フランスでは一貫して、同居義務は公序性をもつ婚姻の本

質と考えられている。また同時にフランスには法定別居制度が存在し、事実上の別居についても議論されている。日本でも、事実上の離婚は少なくなく、裁判所が婚姻費用分担を定めて別居を長期化させることが認められてきたが、同居なき婚姻の意義からこの事態を再考することを示唆する。報告後の討論では、離婚給付が不十分な日本法の限界や有責配偶者の離婚請求の法理との関係などをめぐって、活発な議論が行われた。



## パートタイム労働者への平等法理

東北大学大学院法学研究科博士後期課程 阿部未央氏

2005.12.15[木] 学内研究会  
【B(雇用と社会保障)クラスター主催 担当: 田中重人講師】  
法学部棟2階 大会議室 14:00~

12月15日(木)の学内研究会では、「パートタイム労働の平等法理」というテーマで、法学研究科大学院生の阿部未央氏が報告を行った。パートタイム労働者とフルタイム労働者との平等に関して、Gender Discrimination Modelに基づく「同一労働同一賃金原則」、「間接差別禁止原則」と、Core-Periphery Modelに基づく「パートタイム労働者均等待遇原則」をとりあげ、それらにもとづいてどのようなアプローチをどうするかを、イギリスの例をとって検討するものである。イギリスでは、「同一労働同一賃金原則」は1970年 Equal Pay Act によって、「間接差別原則」は1975年

Sex Discrimination Act によって、「パートタイム労働者均等待遇原則」は2000年 The Part-time Workers Regulationによって立法化されている。報告では、これらの法理が具体的にどのように適用されているか、イギリスでの判例の検討がおこなわれ、日本への示唆が述べられた。

報告後、アメリカ合衆国と比較してのイギリスの特徴や、これらの法理を日本社会に適用する場合の問題などについてフロアから質問があり、白熱した討論がおこなわれた。





## 身体としての精神

東北大学法学研究科 蟻川恒正教授

2005.12.19[月] 学内研究会  
【D(身体・セクシュアリティ)クラスター主催 担当: 齊藤豊治教授】  
法学部棟2階 大会議室 15:00~17:00

12月19日(月)に、東北大学法学部蟻川恒正教授が、「身体としての精神」と題する報告を行った。この報告は、アメリカ合衆国における女性の人工妊娠中絶の自由に関連する連邦最高裁の主要な裁判例を跡づけながら、自己決定権という権利概念が憲法理論上において持つ意義を探ろうとしたものである。報告によれば、自己決定権が憲法上の権利の体系に占めうる位置の

重要さにもかかわらず、自己決定権概念の核心は今日に到るまで明確にされないままであり、そのことが、憲法上の権利論全般の性格を曖昧なものに止めつづけている、とされる。報告後の質疑応答では、自己決定権の主体の問題や自己決定権が提起される空間の法的把握のしかたの問題などをめぐり、多方面から議論が出され、課題が深められた。



## 現代ロシアにおける女性組織と民族紛争について

東北大学法学研究科博士課程院生(COE RA) ソブコ・オーリガ氏

2006.1.16[月] 学内研究会  
【E(人間の安全保障)クラスター主催 担当: 植木俊哉教授】  
法学部棟2階 大会議室 14:00~17:00

1月16日に行われた研究会では、本COEのRAでロシアからの留学生であるソブコ・オーリガ氏が、ロシアにおける女性組織と民族紛争に関する報告を行った。チェチェン紛争における女性団体の人間の安全保障に関する役割について、以下の3つの非政府組織(NGO)を代表的な事例として取り上げて議論がなされた。第一は、ロシア最大のNGO「兵士の母親会」であり、これは兵士の軍隊内での待遇改善を主たる目的とし、政権や軍隊との交渉を通じてこの目的を最大限に実現しようとする団体である。第二は、地域NGO「ドン地方の女性連合」であり、武力紛争地帯の近隣であるドン地方

の安全を保護する目的で設立された団体であるが、最も女性の権利向上にも力を入れている。第三は、「ベスランの母親」であり、ベスランでのテロ行為の犠牲者の団体であり、このテロの真相究明を政府や軍に対して要求しているものである。国家や政府が人間の安全を保障する意志や能力に欠如している場合に、これを市民の力で達成するためにNGOが結成されている。しかし、政府とNGOが全面的な対立関係にあれば目的を達成することは困難であり、政府とNGOが建設的なパートナーシップを構築することの必要性が説かれた。

## ジェンダーに関する法と政策概観

アリス・ザロモン福祉大学 フォン・ウルリッヒ・ローマン教授

2006.1.23[月] 学内研究会  
【D(身体・セクシュアリティ)クラスター主催 担当: 青井秀夫教授 通訳: 樺島博志助教授】  
法学部棟2階 大会議室 16:30~19:00

「ドイツのジェンダー法と政策 概要」という演題で、ベルリンのアリス・ザロモン大学教授ウルリッヒ・ローマン氏による講演が行われた。氏によって、ドイツにおけるジェンダー法とその政策の現状に関する詳細な報告がなされ、その発展過程や問題性、そして近時の判例の動向についても付言があった。報告は、平等原則と代表者、職業上の推進と職業生活、社会保障、婚姻と家族、身体的自己決定と人格の安全、といった具合に、公的生活の構成から個人的私的な側面までを網羅する多面的な素材を取り上げており、参加者がこの問題についての全体的展望を得る上できわめて行き届いた配慮がなされていた。テーマを反映してか、ドイツ、ロシア連邦、韓国、中国、などからの教官や大学院留学

生も多数参加しており、問題への国際的関心の広さもうかがわせていた。講演に際して、通訳の樺島博志氏(東北大学大学院法学研究科助教授)による入念かつ正確な対訳のついたテキストが配付され、それに即して講演が進められたので、参加者は内容を非常によく理解することができた。

約1時間半の講演ののち、議論に移った。ドイツの法制の規範面と社会的実態の開きの有無、ドイツでの社会保障の当面する実務上の問題、日本やアジアのジェンダー面での現状をドイツ人からどうみるかなど、切実な問題をめぐってつとんだ意見交換が行われ、論点も、男女格差のみならず、老人介護、妊娠中絶、その他多岐の分野にわたっていた。熱心な質疑により、議論は



いつの間にか2時間を超えて続いたが、ローマン氏がふともらした言葉「それでも、日本の女性の方がドイツの女性より幸せではないか。」をめぐって真意を問いただす議論に入っていたとすれば、さらに何倍もの時間がかかったに違いない。

## フェミニズムとリベラリズム

大東文化大学法学部 石山文彦教授

2006.1.27[金] 学内研究会  
【A(政治参画)クラスター主催・第 部門(基礎研究) 担当: 山元一教授】  
文系総合研究棟11階 中会議室 15:00~

石山文彦氏の研究会報告は、「差別と差別問題 フェミニズム vs リベラリズム?」と題するものであり、その内容としては、リベラリズムに基礎におく従来の法学がフェミニズムの側からの批判に答えて、差別問題に対していかなる新たな法学的アプローチを採用することによって、適切に差別問題に対して解決をもたらすことができるかを、検討しようとするものであった。具体的には、フェミニズムによるリベラリズムを基盤とした法学への批判が検討された。ばらばらな事象として捕らえているかぎり、なぜ差別がいけないのかは答えるのが難しい。差別問題を「集合的事象」としてとらえることが必要である。「代理変数論」という観点から、

代理変数論の社会的有用性と問題点の二点を同時に指摘できる。法の役割を改めて考えてみると、status quoを前提にする代理変数の使用を媒介して差別構造が温存されるので、差別構造は崩すために、法の役割として代理変数の使用を量的に抑制する必要がある。その後の討論も活発に行なわれた。参加者からは、報告の前提となるフェミニズムとして何が念頭に置かれているのか、権利主体として集団を概念することができるのか、「代理変数論」とdomination approachの関係はいかなるものか、間接差別における石山報告の視点の適用可能性はあるのか、などの興味深い疑問が提起され、石山氏からの応答がなされた。



## ニューヨーク拠点便り

2005年9月ニューヨーク拠点が開設され、  
事業推進担当者である齊藤豊治教授に続いて、  
若手研究者第1号としてCOE RA 李新金さんが滞在しました。

本COEでは、2004年3月より第1の海外拠点としてのパリに続いて、第2の海外拠点として2005年9月からニューヨーク拠点が設立されました。

私は大学院生派遣第1号としてニューヨーク拠点に赴かせていただくことになりました。

拠点に関する詳細な案内は、前回のニューズレターNo.9にも紹介されていますが、拠点は研究環境面や生活面での便利さにおいて優れた場所にあります。齊藤豊治教授の尽力で生活環境に関する整備は殆ど整っていましたが、渡米後の私には、研究環境の整備に関するいくつかの仕事が待っていました。思わぬハプニングもありましたが、それを処理できたことは異国での思い出となる経験でした。

私は高齢者を取り巻く諸問題に関心を持っています。ニューヨーク州マンハッタンの上パー・ウエスト・サイドにある拠点の周りでは昼間になると様々なお年寄りたちの姿がなげなく見かけられました。一人で電動椅子に乗って何処かへ向っている人、付き添いと散歩をしている人、小さいショッピング・カートに体を寄せながら買い物に向っている人、バスに車椅子のまま乗せられている人等。また、コミュニティで食事サービスを受けているお年寄りたちと会うこともできました。

高齢者介護施設の実態をみるつもりで、ニューヨークにあるいくつかのナーシング・ホームへコンタクトをとって見た結果、やっとハーレムにあるナーシング・ホームを訪問することができました。

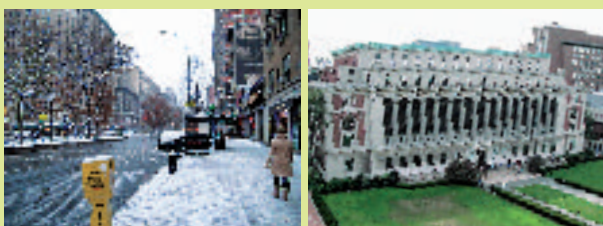
そこには男性の介護労働者もいましたが、介護労働者を雇う際、施設側はやはり女性労働者を好んでいるとのことでした。ナーシング・ホームでインターンをした人に聞き取りをしたところ、ナーシング・ホームに入所する高齢者の緊急連絡先をみると、男性は友達や弟のところが多く、女性は娘や女の孫や妹のところが多とのことでした。

ニューヨーク拠点では、多くの人と出会い、知的な刺激を得る貴重な時間を過ごすことができました。多民族の住んでいるニューヨークの様子から、他国のものを研究する際における文化への理解と共に研究への取り込みも深まり、視野が広がったことが感じられます。ここで得た示唆をもとに今後とも自分の研究を役に立つものとして進めていきたいと思っております。

COE RA 李 新金



NY拠点内部



(左 NY拠点の外  
(右)コロンビア大学本館図書館  
(拠点のすぐ近くにあり、滞在中  
ここで資料収集することもできる。)

東北大学ジェンダー法・政策研究センター  
ニューヨーク拠点

The Lyric 255 Broadway  
West 94th Street New York, NY 10025  
TEL +1-646-682-9071

## 海外学会報告

## アメリカ犯罪学会(American Society of Criminology, ASC)年次大会に参加して

齊藤豊治 事業推進担当者・D(身体・セクシュアリティ)クラスター責任者

2005年のASCは、カナダのトロントで11月16日から19日昼まで、4日間にわたって開催された。東北大学での講義の日程やCOEの予算との関係から、私が参加しえたのは、実質16日と17日の2日間であった。大きな大会であるため、例年のように数多くのセッションが同時並行的に進行しており、私は今回、大会初日、朝8時から9時半までの冒頭のセッションの一つで、刑事司法に関する意識調査の国際比較を行なうチームの一員として、報告を行なった。この意識調査は、アメリカ、カナダ、日本、中国、ナイジェリア、インドでそれぞれの担当者が所属する国の大学で、共有の質問表を用いて学生の意識調査を行い、その結果を持ち寄って、比較するというものである。調査項目としては、テロリズム、死刑、警察、刑罰の効果、地域住民による防犯活動、社会復帰の処遇など、100以上の項目が設定されている。東北大学では2005年の前期に「刑事法入門」と「刑事政策」という二つの授業で、学生にアンケートの協力を依頼し、合計270通余りの回答を得ている。

この調査は、アメリカのオハイオ州のトレド大学の研究者たちの呼びかけで行われたものである。各国のデータがほぼ出揃った段階であり、本格的な比較研究は、これからである。変数として性別が組み込まれており、それぞれの項目に関して、男女の間で有意的な差が出てくるかどうか、大変楽しみである。さらにDV、性暴力、セクシャル・ハラスメントなどについても、機会があれば、補充的な意識調査を追加して、男女差を浮き彫りにしてみたいと考えている。大会での報告の終了後、多数の質問が私の報告に対して、寄せられたが、ジェンダーに関するものについては、分析はこれからであると答えておいた。

報告終了後は、主として、ジェンダー研究に関連の深いセッションを渡り歩いた。セッションは1時間20分の間に3~4人が報告するというのが、一般的なスタイルである。ジェンダー関連の報告がセッションの報告の一つにとどまるものも多数に上ったが、一つのセッション全体がジェンダーに関連するものが50近くに及んでいる。それらを項目別に整理すると、次のようになる。大別して、(1)被害者としての女性、(2)女性犯罪の背景的要因、(3)女性犯罪者の処遇、(4)刑事司法機関で働く女性、(5)刑事司法政策における女性の位置、(6)ジェンダー理論との関連で見た犯罪と刑事司法に大別されるであろう。

## 被害者としての女性

## 1. DV問題

DV被害:その多様性の認識とそれへの対応、

DVまたは親密圏の暴力における男女の差異、DVの諸問題、DVとその被害、DVおよび親密圏における暴力と公共政策、DVに対する裁判所の対応の刷新、DVに関する警察の介入

## 2. 被害者としての女性 DVを除く

児童と青少年の性被害と犯罪、性的犯罪の被害、ジェンダーと犯罪の被害、女性の犯罪被害に関する社会的構築(解釈・説明)、女性に対する暴力:国際比較、暴力犯罪の被害者としての女性たち、ホームレスの男性と女性の生活における暴力の体験

## 女性犯罪の背景的要因

女性が犯罪に至る道 虐待の影響、ジェンダー、性(sex)、アルコールおよび薬物、女性による暴力の解明、ジェンダーと非行:自己認識とリスク、暴力的な若者の男女差、女性、狂気および法律、青少年の犯罪の性的、心理学的次元、女性犯罪の分類と評価、(処罰の広がり:女性犯罪者の生活における厳罰

## 女子の被告人・受刑者・被拘禁者

刑務所に入れられた女性たちについての歴史的記録、刑務所にいる女性たち、女性の被収容者の処遇プログラム、カリフォルニアにおける女性の施設からの釈放、女性の刑務所への収容と再入所、母親に対する刑事手続と処罰、死刑における年齢、人種、ジェンダー

## 刑事司法に関するジェンダー教育

刑事司法教育における人種、文化、階級およびジェンダーの教育

## 刑事司法で働く女性に関するもの

法執行における女性たち、刑事司法の専門家としての女性たち、刑事司法におけるフェミニストたちのエンパワーメント

## 刑事司法政策

女性の被害者と女性の犯罪者 刑事司法政策と実務、法律の中のジェンダー:抵抗と変化と、女性犯罪者に対するジェンダー、公正さと人権に関する諸問題、ストーキングの広がりを測定する機関相互の協力、法律と親密圏の暴力 論説と結論、ジェンダー、女性の搾取、犯罪被害と立法化

## ジェンダーと犯罪に関する理論問題

ロンブローゾの「女性犯罪者」新しい解釈は何を明らかにするか、強姦に関する理論化:フェミニストの視点から、家父長制と犯罪 フェミニズム犯罪学理論における理論の発展、人種、民族

およびジェンダーに関する批判的分析、家族、仲間、および非行の間の連関におけるジェンダーの問題

などがある。これ以外のセッションでも、いくつかの報告のうちの一つがジェンダーに関連するものであるものも少なくない。このように、ジェンダーと犯罪及び刑事司法に関する研究は、ASCの大会のテーマの設定でも確固たる地位を占めていることは間違いがない。ASCには、「女性と犯罪」部会(Division on Women and Crime)がおかれ、優れた研究に対しては、いくつかの賞が設けられている。

私の出席したセッションの一つに、異文化における「DVまたは親密圏における暴力」があり、そこでは旧友のカリフォルニア州サン・セズ大学のBaba Yokoさんが報告をした。彼女は、最近、法務総合研修所に留学し、データの収集を行っており、その分析結果を発表していた。同じセッションでは、アフリカのDV問題についても、アフリカ出身者の報告があり、DV問題が文化の壁を越えた普遍的な問題であることが確認されていた。

多数の報告が行なわれる理由の一つは、大学院生が学会で報告をすると、旅費等の支給が認められるということにもよるらしい。報告者は大家から、修士号を採ったばかりの学生まで、多種多様であり、レベルも玉石混交であることは避けられない。ただし、場数を踏み、様々な刺激を受けることで、若手研究者が力をつけていく仕組みができていくことは確かである。さらに、精神的な中堅以上の人々による充実した研究から多くの刺激を受けることはいうまでもない。

若手の研究は、自らが収集したデータに基づく、統計を用いた実証的な研究が多い。一部の天才肌の理論家を除いては、大家と目される人々も、若いうちにそのようなステップを踏んで、次第に実力を認められ、理論の構築につなげていった人々が多い。ASCで行われている報告でも、その多くは統計の基礎的な知識がなければ、内容を十分に理解することは困難である。自らは情報収集の能力、方法、意欲を持たず、統計といえば、外国の研究者による調査や日本の官庁統計に頼っている日本の大学の多くの刑事政策研究者のスタイルは、国際的にはほとんど通用しないというのが実状であろう。「調査なくして発言なし」というのは、かの毛沢東の言葉であるが、その限りでは、彼は正しかったといつてよい。

2006.3.16 [木] 16:00 ~ 18:00  
文系総合研究棟2階 206教室  
学内研究会

Fクラスター主催  
担当: 生田久美子教授

「1970～80年代の日本におけるルソー女性論の受容状況分析へむけて  
「受容理論」とフランスにおける受容状況」

東北大学大学院教育学研究科研究生 室井麗子氏

「フランス語圏旧植民地におけるジェンダー(仮)」

東北大学大学院文学研究科博士後期課程院生 廣松勲氏

2006.3.30 [木] 16:00 ~ 18:00  
文系総合研究棟11階 中会議室  
学内研究会

Fクラスター主催  
担当: 生田久美子教授

「ジェンダー・フリー教育の混乱と問題点 教育目的論の視点から」

東北大学大学院教育学研究科博士後期課程院生(COE RA) 尾崎博美氏

「教育における「家庭(home)」概念の可能性

「J.デューイの教育実践に対するJ.R.マーティンの批判的論考を手掛りとして」

東北大学大学院教育学研究科博士後期課程院生 渡部芳樹氏

「少数派の中の少数派 機械工学専攻の女性を取り巻く教育研究環境」

東北大学工学研究科 松島紀佐助教授

4月以降の日程につきましては、ホームページ <http://www.law.tohoku.ac.jp/coe> をご参照ください。

お問い合わせ

21世紀COEジェンダー法・政策研究センター  
アエルビル19階

TEL:(022)723-1965

東北大学大学院法学研究科COE支援室

TEL:(022)795-3740